

三郷市総合事業の実施内容について

実施内容

	国が示す基準	三郷市
訪問型 サービスの 種類	①現行の介護予防訪問介護 ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) ③訪問型サービスB (住民主体による支援) ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス) ⑤訪問型サービスD (移動支援)	平成29年4月1日時点 ①現行の介護予防訪問介護のみ ②～⑤については、課題を検討し、 実施可能な段階となった時点から 開始 (②・③は平成29年度中の体制化を予 定)
通所型 サービスの 種類	①現行の介護予防通所介護 ②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス) ③通所型サービスB (住民主体による支援) ④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	平成29年4月1日時点 ①現行の介護予防通所介護のみ ②～④については、課題を検討し、 実施可能な段階となった時点から 開始 (②・③は平成29年度中の体制化を予 定)

実施内容

	国が示す基準	三郷市
サービス 基準	介護予防訪問介護・介護予防 通所介護 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚労令第35号)	国の基準通り
みなし指定の有効 期限	平成30年3月末	国の基準通り
指定更新 の期限	給付の指定に係る有効期間を踏まえ、市町村が定める期間	6年

実施内容

	国が示す基準	三郷市
介護報酬 単価	介護予防訪問介護・介護予防通所介護 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚労告第127号)に規定する単価を上限とする	国の基準通り (現行通り、別紙サービスコード表参照)
利用料 (利用者負担)	介護給付の利用者負担割合 (原則1割、一定以上所得者は2割)を下限とする	国の基準通り
審査支払 (請求関係)	国保連に委託可	現行通り埼玉国保連に委託 訪問型サービスA～D 及び 通所型サービスA～C ⇒委託予定だが今後検討

実施内容

	国が示す基準	三郷市
介護予防 ケアマネ ジメント	①ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネ ジメント 介護予防支援) ②ケアマネジメントB (サービス担当者会議やモニタリ ング等を簡略化した介護予防ケ アマネジメント) ③ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネ ジメント)	平成29年4月1日時点 ①ケアマネジメントA ②・③は今後多様な主体によるサービ スの整備後実施

実施内容

- 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

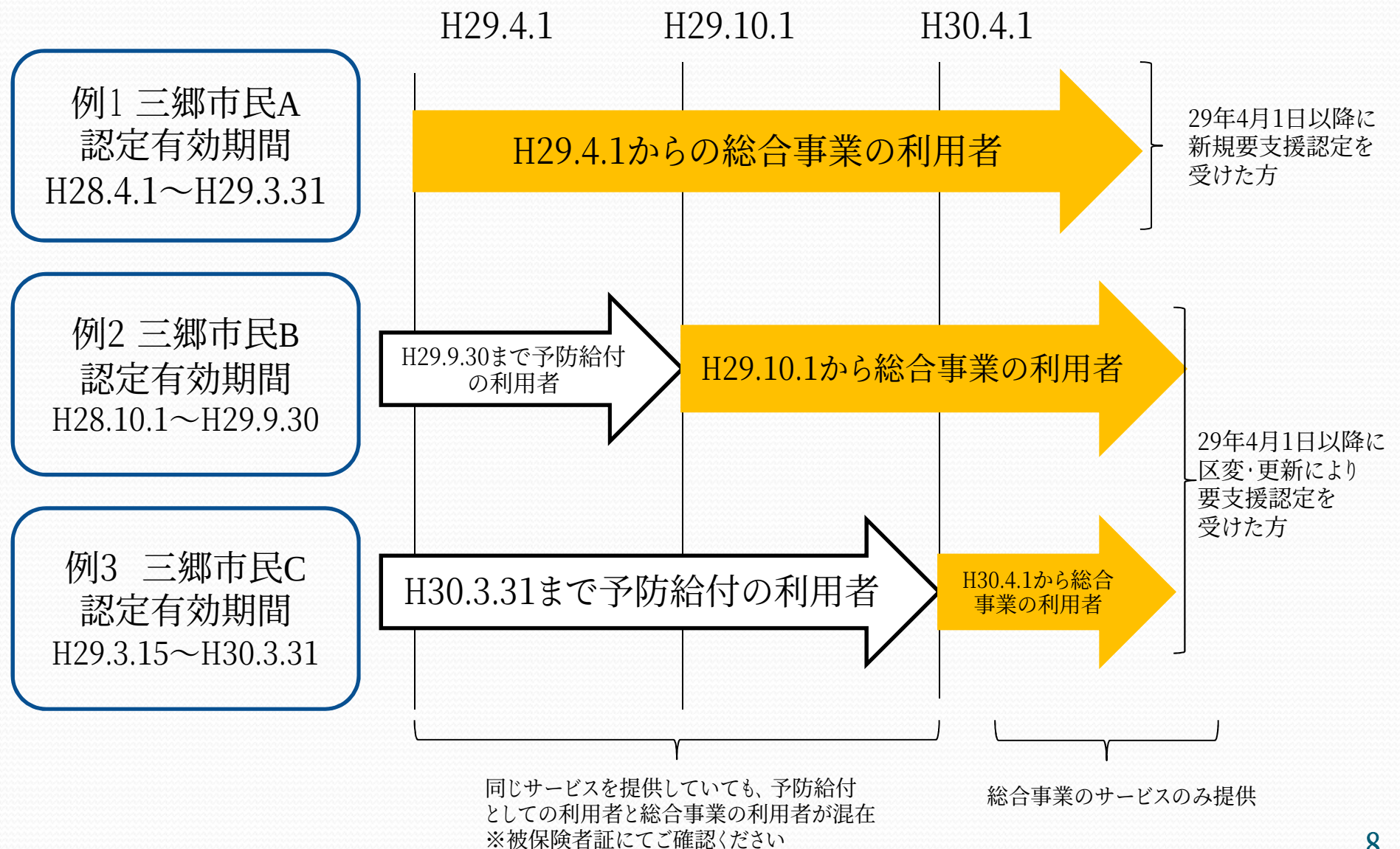
種類	対象者	適用パターン
介護予防支援	要支援1・2のみ	①予防給付のみ利用 ②予防給付＋総合事業サービス
介護予防ケアマネジメント	①要支援1・2 (※) ②事業対象者	総合事業サービスのみ

※平成29年4月1日以降新規認定者もしくは更新申請を受けたもの

●参考

No	利用者	利用サービス		介護予防支援費／ 介護予防ケアマネジメント費
		予防給付 福祉用具貸与・ 訪問看護等	総合事業 訪問型・通所型 サービス等	
1	要支援者	○		介護予防支援費 (46から始まるサービスコード)
2		○	○	介護予防支援費 (46から始まるサービスコード)
3			○	介護予防 ケアマネジメント費 (AFから始まるサービスコード)
4	事業 対象者		○	介護予防 ケアマネジメント費 (AFから始まるサービスコード)

●総合事業への移行例



総合事業への移行予定者数

- 要支援者数 (平成28年4月1日現在) 1,247人

介護予防サービス利用者数 733人

訪問介護・通所介護のみ利用者数 348人

- 総合事業へ移行可能者 348人

※移行可能者の内、今後他の介護予防サービスを利用する予定の方もいるので、本人やケアマネジャーに確認が必要。

事業所の指定

- 総合事業移行後は予防の指定ではなく、総合事業の指定が必要となります。

平成27年3月31日までに介護予防の指定を受けている事業所

⇒申請は不要です。

総合事業移行後は指定を受けたとみなされ、引き続き総合事業による訪問型・通所型サービスの提供が可能です。みなしの指定の有効期間は、平成30年3月31日までです。

平成27年4月以降に介護予防の指定を受けた事業所

⇒申請必要、以下の書類を長寿いきがい課に提出してください。

みなし指定の対象とはならないため、総合事業が開始される平成29年4月1日以前に、指定申請をしていただく必要があります。

- ①申請書
- ②付表
- ③届出書
- ④状況一覧表
- ⑤訪問・通所介護の指定通知書の写し

平成27年3月31日までに介護予防の指定を受けているが総合事業を行わない事業所

⇒「みなし指定取り下げ書」の提出が必要です。

事業所の指定

